

# 自動車事故被害者を対象とした 被害者救済対策について

---

令和7年3月

国土交通省物流・自動車局

保障制度参事官室

# 自動車事故による被害に遭うとは

自動車事故の被害に遭った場合、突発的なアクシデントによって混乱する中、同時期にさまざまな対応を求められるとともに、さまざまな態様の障害が残ることがあるほか、その家族の精神的負担は非常に大きく、亡くなられた場合にあっては残された遺族の精神的負担が非常に大きくなります。

## 身体的損害

被害者本人

### 遷延性意識障害

自動車事故による脳損傷により自力移動や意思表示等が困難な状態で、多くの場合において、24時間の介護を要する



### 脊髄損傷

自動車事故により脊髄を損傷し、首から下に麻痺が生じ、最重度の場合、人工呼吸器を必要とし、多くの場合において、24時間の介護を要する



### 高次脳機能障害

自動車事故による脳損傷により記憶障害等が生じ、社会生活(労働・通学等)のほか、日常生活にも制約が生じる状態



## 金銭的損害

被害者本人

家族

遺族

1

逸失利益

2

治療に要する費用

3

慰謝料等

## 精神的損害

被害者本人

家族

遺族

1

喪失感

2

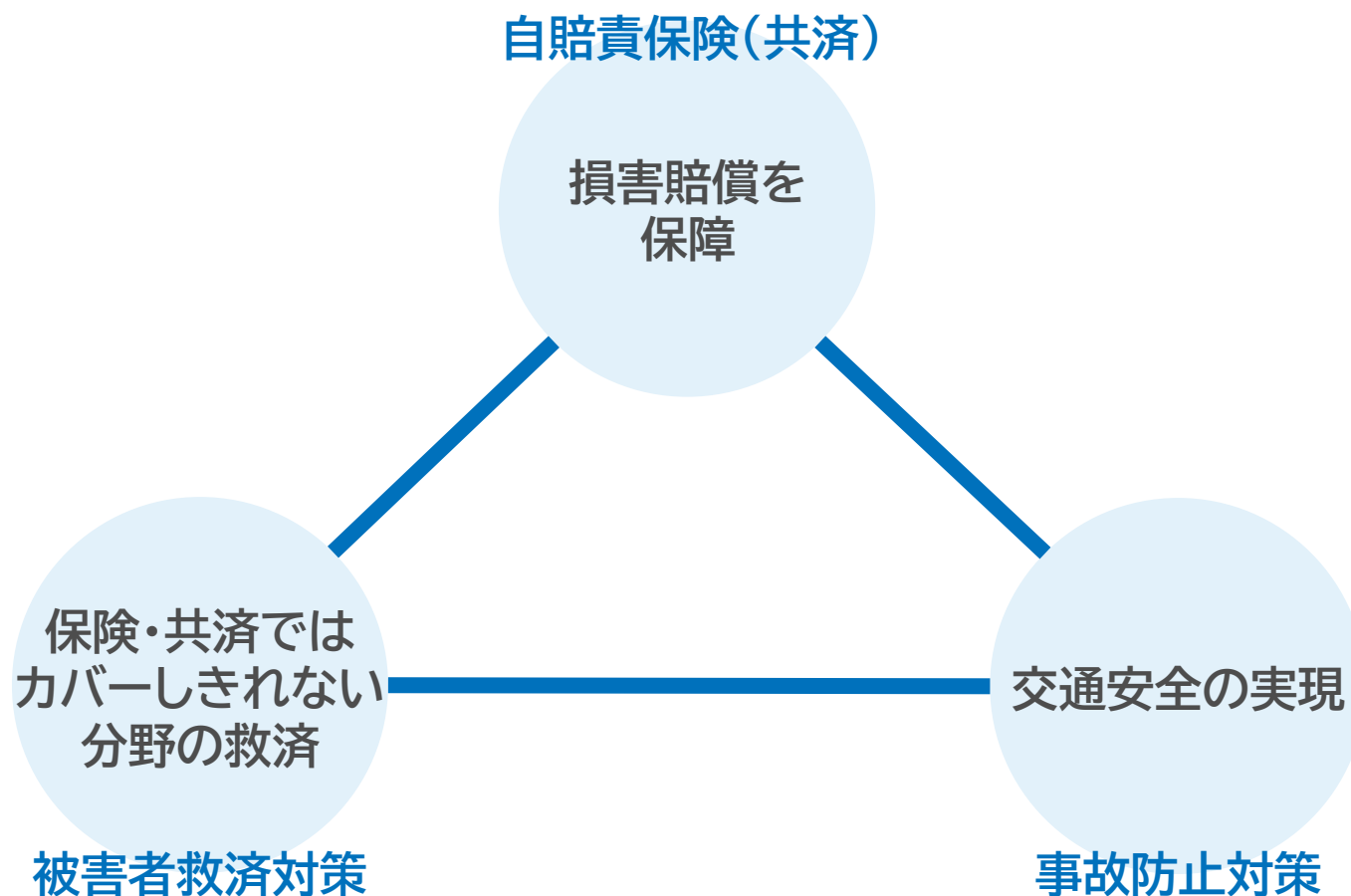
裁判等への対応

3

報道等による二次被害 等

# 自動車事故の被害に遭ったときに支えとなる自賠制度

自賠制度は自賠責保険と被害者支援・事故防止対策が相まって、相互に補完し合うことで、事故被害者を支えるとともに、同じ思いをする方を一人でも減らす取組みを進め、安全な交通社会の実現を目指しています。



自賠制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達を推進

# 現在の被害者保護増進等事業の概要

- 国土交通省では、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して被害者救済対策を実施するとともに、新たな自動車事故被害者を生まないための事故発生の防止対策を実施しています。
- 法令に定められた一部の業務は独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)にて実施しています。

## 被害者支援対策 【自賠法第77条の2第1号】

### 重度後遺障害者への支援

- 短期入院・入所協力事業の実施  
在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、リハビリや介護者の休養等を目的に短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備
- 療護施設の設置・運営  
他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施
- 介護料の支給  
在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給
- 介護者なき後の生活の場確保に向けた支援  
在宅ケアを受けている重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等で生活することができるようグループホーム等の新設や受入体制の確保・維持を支援
- 訪問支援の実施  
在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援
- 高次脳機能障害者の社会復帰等を促進するための環境整備

### 事故の相談・解決

- (公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談

### 遺族等への支援

- 交通事故被害者ノート等の作成配布
- 相談支援の実施

### 交通遺児への支援

- (公財)交通遺児等育成基金による育成給付金の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 交通遺児などの健全な育成を図ることを目的として「独立行政法人自動車事故対策機構交通遺児友の会」を設置して、友の会の集いや絵画・書道・写真のコンテストを開催

## 事故防止対策 【自賠法第77条の2第2号】

### 安全総合対策事業

- ASV(先進安全自動車)の普及
- 運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施
- プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



### 自動車安全性能の評価

- 自動車アセスメント

実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



公式YouTubeチャンネル

# 短期入院協力事業(被害者保護増進等事業費補助金)

## 背景・概要

介護者の病気・各種行事や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入院を利用することができるよう、平成13年度より国土交通省において、積極的に短期入院の受入れを行う一般病院を「協力病院」として指定し、短期入院の受入体制の整備・強化に係る経費を支援しています。

令和4年度より短期入院協力病院のうち、リハビリ提供に特に意欲的な協力病院を重点支援病院に選定し、短期入院時におけるリハビリ提供の強化を進めています。

## 令和6年度短期入院協力事業

### 短期入院協力病院

在宅重度後遺障害者の短期入院の受入れを行う病院であり、医師による診察、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を行うことができる病院【201病院】。

**補助対象** 「短期入院協力病院」として指定した一般病院

※補助内容①については、当該年度中に介護料受給者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

### 補助内容

- ① 医療器具等の導入に係る経費※
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費



(特殊浴槽)

### 補助率

- ① 定額、3/4、1/2、1/4
- ② 定額

### 補助上限額

- ① 400万円～800万円  
(介護料受給者の直近の受入実績に応じて補助上限額が変動)
- ② 予算の範囲内

(令和7年2月現在)

### 重点支援病院

「短期入院協力病院」のうち、リハビリ提供に特に意欲的な病院を選定し、リハビリ提供体制の強化を行う病院【協力病院のうち10病院】。

**補助対象** 「短期入院協力病院」のうち、リハビリの提供に意欲的な病院として選定した重点支援病院

※補助内容①については、当該年度中に介護料受給者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

### 補助内容

- ① リハビリ機器等の導入に係る経費※
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費
- ③ 重点支援病院間における意見交換会に係る経費

**補助率** 定額

**補助上限額** 1,000万円

(1病院当たりのすべての補助メニューに係る支援の総額)



ウエルウォーク  
(出展)トヨタ自動車(株)

# 短期入所協力事業(被害者保護増進等事業費補助金)

## 背景・概要

介護者の病気・各種行事や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入所を利用することができるよう、平成25年度より国土交通省において、積極的に短期入所の受入れを行う障害者支援施設等を「協力施設」として指定し、短期入所の受入体制の整備・強化に係る経費を支援しています。

令和5年度より短期入所協力施設のうち、夜間の医療的ケアに対応した協力施設を重点支援施設に選定し、短期入所時における医療行為への対応強化を進めています。

## 令和6年度短期入所協力事業

### 短期入所協力施設

在宅重度後遺障害者の短期入所の受入れを行う障害者支援施設等であり、短期入所サービス(入浴、排泄及び食事等の介護)を受けることができる施設【148施設】。

#### 補助対象

「短期入所協力施設」として指定した障害者支援施設等  
 ※補助内容①については、当該年度中に介護料受給者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

#### 補助内容

- ① 介護器具等の導入に係る経費※
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費



(特設浴槽)

#### 補助率

- ① 定額、3/4、1/2、1/4
- ② 定額

#### 補助上限額

- ① 400万円～800万円  
(介護料受給者の直近の受入実績に応じて補助上限額が変動)
- ② 予算の範囲内

(令和7年2月現在)

### 重点支援施設

「短期入所協力施設」のうち、医療的ケアが必要な者への夜間における対応に取り組む意欲的な施設を選定し、短期入所時における医療行為への対応力向上を図る施設【協力施設のうち10施設】。

#### 補助対象

「短期入所協力施設」のうち、喀痰吸引等の医療的ケアを実施できる施設として選定した重点支援施設  
 ※補助内容①については、当該年度中に介護料受給者の受入実績又は具体的な受入見込みがあること

#### 補助内容

- ① 介護器具等の導入に係る経費※
- ② 研修等経費、広報活動等に係る経費
- ③ 人材雇用費
- ④ 求人情報発信費

#### 補助率

定額

#### 補助上限額

1,000万円  
(1施設当たりのすべての補助メニューに係る支援の総額)

## 概要

 国土交通省HP : [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn2\\_000011.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn2_000011.html)

- 協力病院・協力施設の最新の指定状況については国土交通省HPから閲覧可能です。
- 以下の10病院・10施設を重点支援病院・重点支援施設に指定しています。



## &lt;重点支援病院&gt;

都道府県	病院名	所在地	電話番号
北海道	社会医療法人医仁会 中村記念病院	札幌市中央区南1条西14-291-190	011-231-8555
宮城	医療法人社団葵会 葵会仙台病院	仙台市若林区荒井東1-6-8	022-380-1000
東京	医療法人社団永生会 永生病院	八王子市栲田町583-15	0120-001-083
石川	社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13-6	076-866-1060
愛知	愛知県厚生農業協同組合連合会 渥美病院	田原市神戸町赤石1-1	0531-22-2131
大阪	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院	高槻市白梅町5-7	072-683-1212
広島	医療法人光臨会 荒木脳神経外科病院	広島市西区庚午北2-8-7	082-272-1130
愛媛	医療法人財団尚温会 伊予病院	伊予市八倉906-5	089-983-6877
福岡	国家公務員共済組合連合会 新小倉病院	北九州市小倉北区金田1-3-1	093-571-1031
沖縄	医療法人真徳会 沖縄メディカル病院	南城市佐敷津波古西原2310	098-947-3555

## &lt;重点支援施設&gt;

都道府県	施設名	所在地	電話番号
北海道	社会福祉法人釧路丹頂協会 障害者支援施設 丹頂の園	釧路市鶴丘149番地2	0154-56-2031
福島	社会福祉法人南東北福祉事業団 障がい者支援施設 南東北さくら館	郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2	024-968-1017
埼玉	社会福祉法人翠浩会 障害者支援施設 新光苑	熊谷市小島527	048-532-0665
長野	医療法人みゆき会 ショートステイみゆき	飯山市下木島9番地	0269-81-3850
岐阜	社会福祉法人飛騨慈光会 障害者支援施設 飛騨うりす苑	高山市国府町瓜巢2000番地1	0577-72-1055
和歌山	社会福祉法人和歌山県福祉事業団 障害者支援施設 牟婁あゆみ園	西牟婁郡上富田町岩田2457-1	0739-47-3551
山口	有限会社オールライフサポート・生きいき コミュニティプレイス生きいき	防府市国衙5丁目9-27	0835-25-4780
高知	社会福祉法人香南会 障害者支援施設 のぞみの家	香南市吉川町古川340番地2	0887-57-3101
宮崎	株式会社春森 障がい者デイサービス はるのもり	宮崎市大字小松204-2	0985-65-4777
沖縄	社会福祉法人美原福祉会 指定障害者支援施設 美原の里	うるま市石川東恩納1517番地	098-965-3308



## 背景・概要

国土交通省HP : [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn2\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn2_000012.html)

介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害者を受け入れられる場の絶対数は少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況です。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や介護器具導入に係る経費を支援しています。

## 令和6年度

### 新設・増設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

#### 補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

※新設・増設初年度に限る。

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者を受け入れていること 等

#### 補助内容

新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

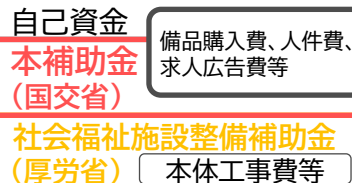
- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

#### 補助率

1/2(入居予定者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

#### 上限額

1,500万円



### 開設次年度以降

対前年比での賃金改善、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

#### 補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者を受け入れていること 等

#### 補助内容

自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

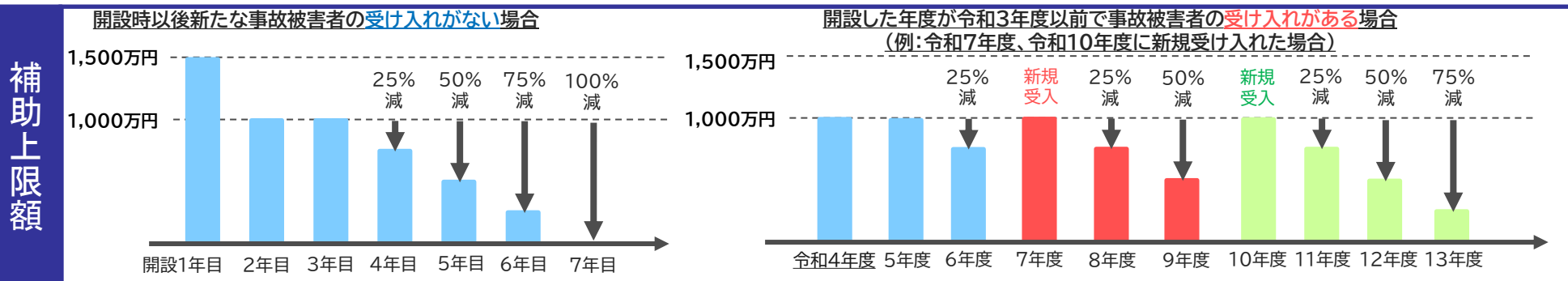
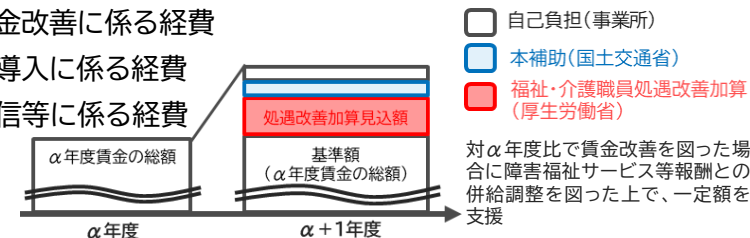
- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

#### 補助率

1/2(入居者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

#### 上限額

1,000万円







国土交通省HP : <https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha mn2 000012.html>

## 背景・概要

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻です。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、訪問系介護サービスを提供する事業者の新設を支援するとともに、介護人材確保に係る経費を支援しています。

## 令和6年度

### 新設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、求人広告等の経費を支援

#### 補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
- ・重度訪問介護事業者

※新設初年度に限る。  
 ※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者の利用があること 等

#### 補助率

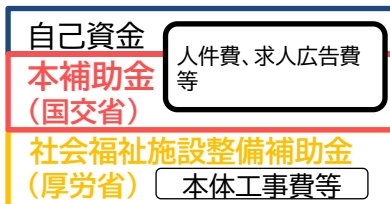
1/2(利用予定者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

#### 補助内容

- 新設の際に必要な初年度経費の一部
- ①介護職員の人材雇用に係る経費
  - ②求人情報の発信等に係る経費
  - ③研修等経費の支援

#### 補助上限額

300万円



### 開業次年度以降

対前年度比での賃金改善、求人広告等の経費を支援

#### 補助対象事業者

- ・居宅介護事業者
  - ・重度訪問介護事業者
- ※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った重度後遺障害者の利用があること 等

#### 補助率

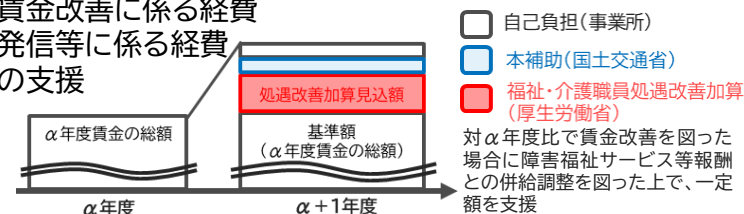
1/2(利用者のうち自動車事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

#### 補助内容

- 自動車事故被害者受入に必要な経費の一部
- ①介護職員の賃金改善に係る経費
  - ②求人情報の発信等に係る経費
  - ③研修等経費の支援

#### 補助上限額

200万円




## 背景・概要

高次脳機能障害の社会復帰等に際しては高次脳機能障害への十分な理解がある事業者による機能訓練等が重要である一方、対応できる事業者は不足しています。

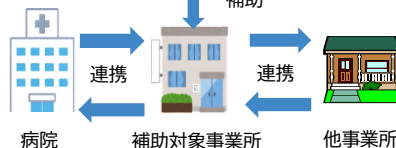
このため、令和4年度より病院・事業所から地元での生活への円滑な移行をサポートする取組をモデル事業として支援しており、好事例のヨコ展開を図っています。

### 社会復帰促進事業

**補助対象** 自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する  
障害福祉サービス事業所

**補助内容**  国土交通省 補助

- ① ネットワーク構築に係る経費
- ② 自立訓練提供支援に係る経費
- ③ 地域連携支援に係る経費



### 現状と課題

- 令和4年度より、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進に向けた方策の検討することを目的としてモデル事業を実施しています。
- 高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向けた取組みの検証が求められています。

## 病院等から地元での生活への円滑な移行に向けた環境整備のためのさらなる検討が必要

**支援内容:** 自立訓練を提供する事業所への支援 (1事業所あたり上限1,000万円(初年度のみ1,200万円))

以下の3つの支援を講じることにより、高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向けた取組みの検証を令和4年度より実施。

#### ネットワーク構築支援

##### 病院の得意な点

高次脳機能障害に対する医学的な評価

##### 事業所の得意な点

病院から社会に出たときの評価

- 病院・事業所がそれぞれ得意とする観点から患者の評価を行い、協力した退院後のコーディネートを目指す。

#### 自立訓練提供支援

##### 課題

賃金水準の低さ等により、高次脳機能障害に対応できる専門的知識を持つ職員の確保が困難

- 事業所等が専門的知識を有する者を確保して、自立訓練を提供する場合に係る経費を支援し、専門的知識を有する職員による事業実施を目指す。

#### 地域連携支援

##### 課題

地域において高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する事業所等は限定的

- 高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する自立訓練を提供する事業所が地元の事業所等と連携することにより、地元での生活への円滑な移行を目指す。

## 概要

 国土交通省HP : [https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn2_000017.html)

- 令和6年度は以下の8事業所を公募により選定し、モデル事業を実施。
- 令和4年度に実施した4事業所の取組を好事例集にまとめましたのでご参照ください。



名称(上段:法人名 下段:事業所名)	事業所所在地	自立訓練
特定非営利活動法人えんしゅう生活支援net ワークセンター大きな木	静岡県浜松市中央区高丘東3-46-14	生活訓練
社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団 かがわ総合リハビリテーションセンター成人支援施設	香川県高松市田村町1114	機能訓練 生活訓練
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団 千葉県千葉リハビリテーションセンター 障害者支援施設 更生園	千葉県千葉市緑区誉田町1-45-2	機能訓練 生活訓練
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 名古屋市総合リハビリテーションセンター	愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1-2	機能訓練
社会福祉法人奈良県社会福祉事業団 奈良県障害者総合支援センター 自立訓練センター	奈良県磯城郡田原本町大字多722	機能訓練 生活訓練
株式会社ハート&アート ダイアリー	埼玉県さいたま市見沼区南中野930-1	機能訓練
社会福祉法人広島県福祉事業団 広島県立総合リハビリテーションセンター あげぼの	広島県東広島市西条町田口295-3	生活訓練
特定非営利活動法人ほっぷの森 就労準備支援センター あぼかぼ	宮城県仙台市青葉区本町1-2-5 第3志ら梅ビル4F	生活訓練

# 「交通事故被害者ノート」の作成・配布について

## 概要

国土交通省では、被害者団体等のご協力の下、自動車事故被害者ご本人やそのご家族が各支援団体等と早期につながることを、様々な支援を知っていただくこと、事故の概要等を記録することで受けた被害を繰り返し説明することを防ぐことを目的として、令和4年度より交通事故被害者を対象とした「交通事故被害者ノート」を作成し、関係各所へ配布しています。

## 主な配布先

- ナスバ本部・主管支所・支所
  - 都道府県及び政令指定都市の犯罪被害者等施策担当課室
  - 都道府県及び政令指定都市の交通事故相談主管課室
  - 日弁連交通事故相談センター本部・支部
  - 法テラス本部・地方事務所
  - 自動車事故被害者・遺族等団体
  - 全国被害者支援ネットワーク加盟団体
  - 国土交通省地方運輸局・運輸支局
- 等



内容については、国土交通省HPから閲覧可能です。ノートを必要とされる場合は、国土交通省物流・自動車局 保障制度参事官室をご案内ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000123.html>



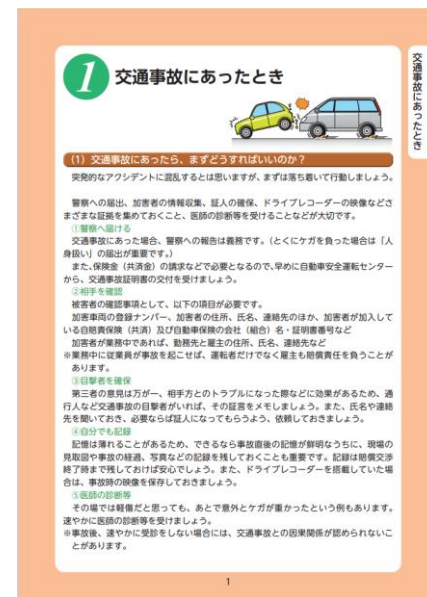
# 「交通事故にあったときには」の作成・配布について

## 概要

国土交通省では、交通事故被害者に必要な自賠責保険制度、各種支援制度及び支援相談機関等の情報を網羅的に紹介するパンフレット「交通事故にあったときには」の作成及び関係各所への配布を平成25年度より実施しています。順次改定を行い、自動車事故被害者への情報提供の充実を図っています。

## 主な配布先

- ナスバ本部・主管支所・支所
- 都道府県及び政令指定都市の犯罪被害者等施策担当課室
- 都道府県及び政令指定都市の交通事故相談主管課室
- 東京都特別区及び中核市
- 各都道府県の警察署
- 各都道府県の自動車運転安全センター
- 日弁連交通事故相談センター本部・支部
- 法務省地方検察庁
- 全国被害者支援ネットワーク加盟団体
- 法テラス本部・地方事務所
- 自動車事故被害者・遺族等団体
- 国土交通省地方運輸局・運輸支局 等



内容については、国土交通省HPから閲覧可能です。冊子を必要とされる場合は、国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室をご案内ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000123.html>



## 概要

国土交通省では、令和6年度より「交通事故被害者ノート」及び「交通事故にあったときには」の広報カードを作成して周知を行っています。広報カードの電子データについては、国土交通省HPからダウンロードいただけますので、ホームページや広報誌等への情報掲載やHPリンクにご協力をお願いいたします。

## 主な配布先

- ナスバ本部・各主管支所・各支所
- 都道府県及び政令指定都市の犯罪被害者等施策担当課室
- 都道府県及び政令指定都市の交通事故相談主管課室
- 東京都特別区及び中核市
- 各都道府県の警察署
- 各都道府県の自動車運転安全センター
- 日弁連交通事故相談センター本部・各支部
- 法務省地方検察庁
- 全国被害者支援ネットワーク加盟団体
- 法テラス本部・地方事務所
- 自動車事故被害者・遺族等団体
- 国土交通省各地方運輸局・運輸支局

等



※カードは両面印刷となります。

内容については、国土交通省HPから閲覧可能です。カードを必要とされる場合は、国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室をご案内ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000123.html>



**各補助事業(被害者保護増進等事業費補助金)について**

引き続き補助対象となりうる事業者等への周知にご協力をお願いいたします。

事業の詳細等については、国土交通省物流・自動車局 保障制度参事官室(03-5253-8111)

下記担当までお問い合わせください。

- 短期入院及び短期入所協力事業                   : 内線 41-418
- 自動車事故被害者受入環境整備事業               : 内線 41-419
- 在宅療養環境整備事業                               : 内線 41-419
- 社会復帰促進事業                                     : 内線 41-418

**短期入院協力病院・短期入所協力施設の指定について**

ご協力いただける病院・施設がございましたら、

メールアドレス:[hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp) へご連絡いただけるようご案内ください。

詳細等については、国土交通省物流・自動車局 保障制度参事官室(03-5253-8111)

担当(内線 41-418)までお問い合わせください。

**交通事故被害者ノート・交通事故にあったときには・広報カードについて**

引き続き自動車事故被害者等への支援に活用頂きますようお願いいたします。

詳細や発注等については、国土交通省物流・自動車局 保障制度参事官室(03-5253-8111)

担当(内線 41-418)までお問い合わせください。

# 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ） の業務について

---

令和7年3月

国土交通省物流・自動車局

保障制度参事官室



被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

被害者援護業務  
自動車事故被害者を  
支える

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 事故後の相談支援



安全指導業務  
自動車事故を  
防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント



安全情報提供業務  
自動車事故から  
守る

- 自動車アセスメント



- 名称 独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ)
- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月～ (前身 自動車事故対策センター S48年～)
- 組織 本部(東京)、全国に50支所、療護施設12カ所



ナスバ業務紹介ビデオ



ナスバ公式キャラクター  
ナスバちゃん 17

## 概要

○ 全国に療護施設(療護センター、委託病床)を設置・運営し、自動車事故による遷延性意識障害者※に対して適切かつ質の高い治療・看護を実施しています。※ 脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者

【各病院の詳細】 <https://www.nasva.go.jp/sasaeru/pdf/pamphlet.pdf>



### 療護施設の治療・看護の特色



#### プライマリー・ナーシング方式

同じ看護師が一人の患者を継続して受け持つことにより、きめ細やかな看護体制を整備しています。



#### ワンフロア病棟システム

患者のわずかな意識の回復の兆しをとらえることが可能となり、集中的に観察。患者の日常生活行動や動作訓練がスムーズに行われるよう、スペースを確保しています。



#### 高度先進医療機器

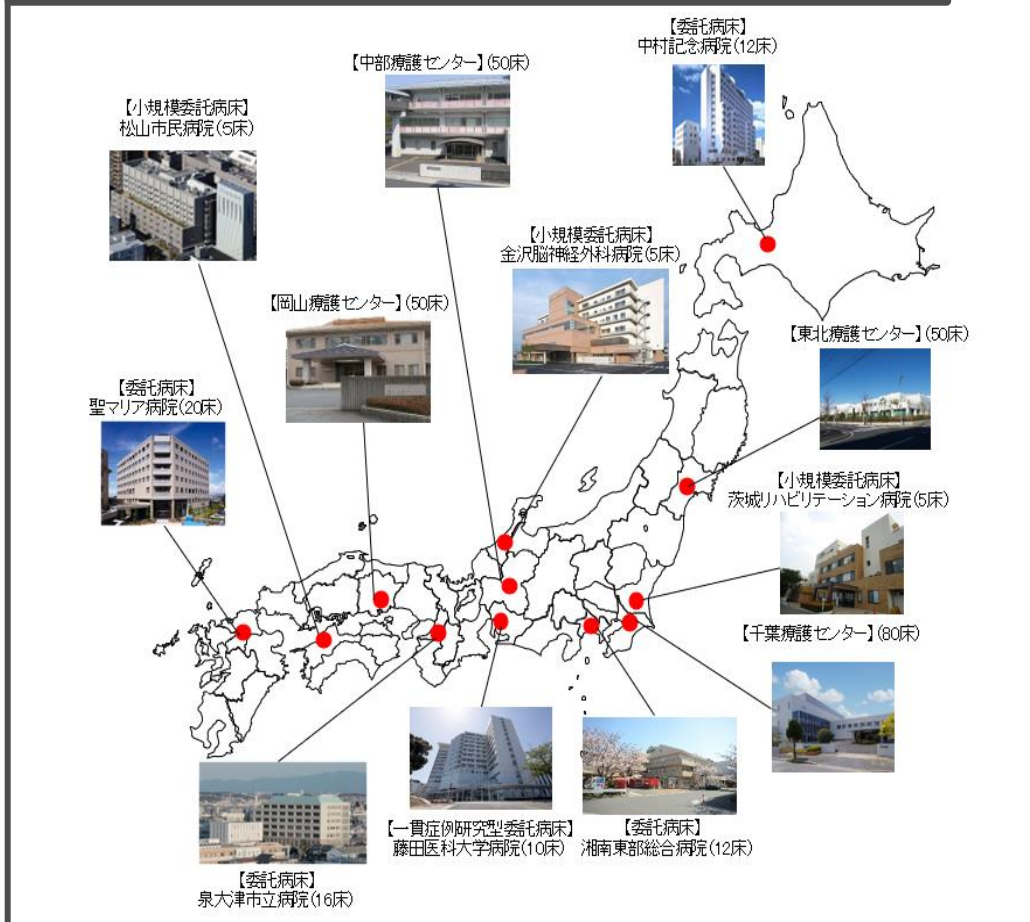
残存する脳機能や新たな脳機能の出現の評価などを実施。治療効果の判定や、効果的な治療・リハビリ・看護方法の策定などが可能です。



#### 療護看護プログラム

温浴刺激療法、用手微振動、ムーブメントプログラム等の全部又は一部を導入し、日常生活行動の再獲得(定期的排便、夜間睡眠、経口摂食など)を目指しています。

### 療護施設の現状((全国12カ所、315床)令和6年4月末現在)



	業務開始	運営委託	所在地・電話番号	ベッド数	外観
千葉療護センター	昭和59年2月	医療法人社団 誠誓会	千葉県千葉市美浜区 磯辺3-30-1 Tel: 043-277-0061	80床	
東北療護センター	平成元年7月	一般財団法人 広南会	宮城県仙台市太白区 長町南4-20-6 Tel: 022-247-1171	50床	
岡山療護センター	平成6年2月	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 岡山県済生会	岡山県岡山市北区西古松2-8-35 Tel: 086-244-7041	50床	
中部療護センター	平成13年7月	社会医療法人厚生会	岐阜県美濃加茂市 古井町下古井630 Tel: 0574-24-2233	50床	

	業務開始	所在地・電話番号	ベッド数	外観
社会医療法人医仁会 中村記念病院	平成19年12月	北海道札幌市中央区南 1条西14丁目291番地 Tel:011-231-8555	12床	
社会医療法人雪の聖母会 聖マリア病院	平成19年12月	福岡県久留米市 津福本町422 Tel:0942-35-3322	20床	
泉大津市立病院	平成25年1月	大阪府泉大津市 下条町16番1号 Tel:0725-32-5622	16床	
医療法人社回康心会 湘南東部総合病院	平成28年5月	神奈川県茅ヶ崎市 西久保500番地 Tel:0467-83-9111	12床	
学校法人藤田学園 藤田医科大学病院	平成30年1月	愛知県豊明市沓掛町 田楽ヶ窪1-98 Tel:0562-93-2111	10床	
医療法人社回浅ノ川 金沢脳神経外科病院	平成31年1月	石川県野々市 市郷町262-2 Tel:076-246-5600	5床	
一般財団法人永頼会 松山市民病院	令和2年2月	愛媛県松山市 大手町2丁目6番地5 Tel:089-913-0081	5床	
医療法人三星会 茨城リハビリテーション病院	令和5年3月	茨城県守谷市 同地字仲山360 Tel:0297-48-6157	5床	



# 重度脊髄損傷者受入環境整備事業(モデル事業)

## 概要

- 自動車事故による重度脊髄損傷者を対象とした、回復期以降においても引き続き、病院に入院してリハビリテーションをはじめとした治療を受ける環境整備のため、療護施設の設置・運営を行うためのモデル事業を実施しています。
- 令和5年度から、モデル事業の協力病院を公募し、現在、4病院において患者募集中。  
【各病院の詳細や入院申込のご案内】 [https://www.nasva.go.jp/sasaeru/pdf/sekison\\_pamphlet.pdf](https://www.nasva.go.jp/sasaeru/pdf/sekison_pamphlet.pdf)



## 協力病院・入院対象者

【協力病院】4ヶ所16床(令和6年8月現在)



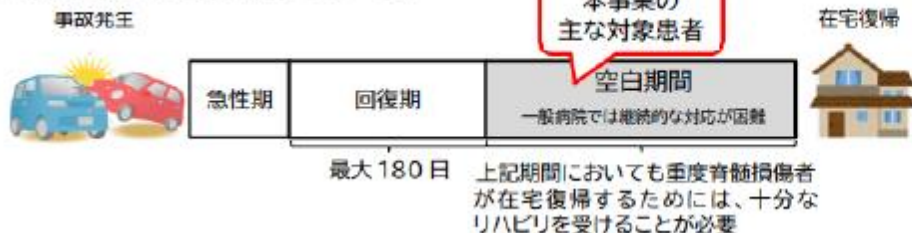
### 【対象者】

自動車事故により脊髄を損傷し、急性期病院による治療が完了している等、リハビリによる治療が可能な状態であって、日常生活自立度が脊髄障害自立度評価(SCIM)点数20点以下であり、治療及び常時の介護が必要な方。

### 【モデル事業の特徴】

一般病院の一部病床を使用して、手厚い治療・看護・リハビリを一体的に提供し、概ね2年間を上限に集中的にリハビリを行う環境を整備・提供。

【本事業が対象とする受入れ患者のイメージ】



自動車事故により重度の脊髄損傷を負った者のうち、在宅復帰まで1年超の期間を要した者が7割(うち2年以上が3割)

## 概要

- 自動車事故が原因で、重度の後遺障害を負い、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給しています。また、介護料支給の認定を受けた方に対する在宅訪問支援等を実施することにより、精神的支援に取り組んでいます。

介護料受給資格者数:4,566人(R5年度末現在)

## 支給金額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で支給します。下限額に満たない場合には一律下限額を支給します。

種別	支給対象者	支給月額
特1種(最重度)	I種の該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310円~211,530円
I種(常時要介護)	自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号	72,990円~166,950円
II種(随時要介護)	自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号	36,500円~ 83,480円

※「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

一定の要件とは、自力での移動、摂食ができない、尿尿失禁状態である等の症状を有していることとなります。介護料は年4回(6月、9月、12月、3月)の支給となります。

## 概要

- 自動車事故により保護者が死亡、または重度の後遺障害となったため、生活困窮となった義務教育終了前の児童(交通遺児等)に対して無利子で資金を貸付することにより、生活支援を行っています。
- 交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、子供同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供、機関誌の発行及びコンテストの実施など、交通遺児の健全な育成に資するべく精神的な支援を実施しています。

### 生活資金(無利子)の貸付

#### 【貸付対象者】

自動車事故により死亡した者又は重度の後遺障害(第1級～第3級)が残った者の子弟で、義務教育終了前の児童

※保護者が生活保護を受けているなど、生活困窮世帯が対象

#### 【貸付金額】

- ・ 一時金(貸付当初) 15万5千円
- ・ 月額 2万円又は1万円
- ・ 入学支度金 4万4千円

※入学支度金は小中学校入学時に希望する場合

#### 【返還期間】

中学卒業後、6月又は1年据え置き、以後20年間

#### 【返還方法】

月賦、月賦・半年賦併用、一括

#### 【返還猶予】

- ・ 高校、大学に在学するとき
- ・ 災害、傷い、疾病等により変換困難なとき

#### 【対象者】

33人(R5年度末現在)

### 精神的な支援

#### 【友の会の集い】



#### 【保護者同士のコミュニケーション】



#### 【機関誌の発行】



#### 【絵画・書道・写真のコンテスト】



#### 【コミュニケーションの場に参加した保護者の声】

- ・ 日頃心に思っていることを口に出せたり、普段なかなか話せないこと等を聞くことができ、このような場が貴重な一時だったと感謝しています。
- ・ 子供を想う気持ち、夫を亡くした悲しみなどを共感できました。

# 自動車事故被害者や家族・遺族に対する相談支援業務

## 概要

- ナスバにおいては、平成19年度の交通事故被害者ホットライン(0570-000738)の開設により自動車事故被害者への情報提供、同年から介護料受給者への訪問支援により重度後遺障害者の精神面のケアに取り組んできましたが、高次脳機能障害者や遺族等への精神的なケアへの対応については被害者・遺族等団体に依存していました。
- このため、令和5年度からナスバの相談支援業務の一環として、被害者・遺族等団体の行う電話等による相談支援をサポートすることにより、自動車事故被害者の相談先の確保・充実に取り組んでいます。

## 支援の流れ



## 実施団体一覧

令和7年1月末現在

種別	団体名	事務所所在地	電話番号	開設時間
高次脳	NPO法人コロボックルさっぽろ	北海道札幌市	050-3149-4035	月～金 10:00～21:00
高次脳	特定非営利活動法人いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ	岩手県盛岡市	050-3149-4015	月～金 9:00～17:00 18:00～21:00
高次脳	一般社団法人どんまいネットみやぎ	宮城県仙台市	050-3150-5169	月～金 10:00～21:00
<small>遅延性・脊髄損傷 高次脳・遺族</small>	一般社団法人交通事故被害者家族ネットワーク	東京都中央区	050-3149-3929	月～金 9:00～21:00
脊髄損傷	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会	東京都目黒区	050-3149-3927	月～金 10:00～18:00
遺族	一般社団法人 関東交通犯罪遺族の会(あいの会)	東京都豊島区	050-3116-1515	火～日 11:00～22:00
遺族	特定非営利活動法人いのちのミュージアム	東京都日野市	050-3149-4003	木～日 9:00～17:00 18:00～21:00
高次脳	高次脳機能障害者サポートセンター笑い太鼓	愛知県名古屋	050-3150-5146	月、水、金 10:00～21:00
脊髄損傷	兵庫頸髄損傷者連絡会	兵庫県三田市	050-3149-4041	月～金 9:00～17:00 18:00～21:00
高次脳	社会福祉法人萌生会高次脳機能障害サポートネットひろしま	広島県東広島市	050-3150-5138	月～金 9:00～17:00 18:00～21:00
脊髄損傷	NPO法人日本頸髄損傷LifeNet	広島県廿日市市	050-3150-5115	月～金 9:00～17:00 18:00～21:00
遺族	グリーフサポートやまぐち	山口県防府市	050-3149-4043	月～日 9:00～18:00 19:00～22:00

## 療護施設について

入院等ご希望の場合は、ご希望される療護施設をご案内ください。

<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/shisetsugaiyou.html>



## 介護料の支給、交通遺児等への支援業務について



自動車事故によって重度の後遺障害を負われ、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方やそのご家族や、交通遺児の方への支援をナスバにて実施していますので、障害者手帳交付時などに、近隣のナスバ支所をご案内ください。

【ナスバ所在地一覧】 [https://www.nasva.go.jp/gaiyou/shozai\\_detail.html](https://www.nasva.go.jp/gaiyou/shozai_detail.html)

## 自動車事故被害者や家族・遺族に対する相談支援業務について

同じ悩みを持つ当事者の所属する自動車事故被害者・遺族等団体による無料の相談窓口が開設されています。

<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/soudan-shien.html>



国土交通省では、令和7年度に相談支援を行う自動車事故被害者・遺族等団体の公募を行っていますので、周知にご協力をお願いいたします。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_mn2\\_000018.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn2_000018.html)

## その他

その他ナスバに関することについて、ご不明点等ありましたら、国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室(03-5253-8111 内線:41420)までご連絡をお願いいたします。